議案第2号

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年2月10日

福岡県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 二 場 公 人

理由

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に規定している用語の定義等で引用している法律の改廃及び条ずれ等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を 改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改める。

第4条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第11条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第14条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第26条第1項第2号中「前条第1項」を「第24条第1項」に改める。

第43条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する 基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票 情報に含まれる個人情報
- (2) 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を 受けた行政記録情報に含まれる個人情報
- 第43条第1項第3号を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

改正案

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
 - (1) 略
 - (2) 略
 - (3) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。

 $(4) \sim (10)$ 略

第3条 略

(個人情報の収集の制限)

第4条 略

- 2 実施機関は、個人情報を収集すると きは、本人から収集しなければならな い。ただし、次の各号のいずれかに該 当するときは、この限りでない。
 - $(1) \sim (5)$ 略
 - (6) 独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 略

- 3 略
- 4 略
- 第5条~第10条 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは<u>第7号</u>に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイ

現行

(定義)

第2条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左
- (3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成15年法律第58号)第2条 第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4)~(10) 同左

第3条 同左

(個人情報の収集の制限)

第4条 同左

2 同左

- $(1) \sim (5)$ 同左
- (6) 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人で平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 同左

- 3 同左
- 4 同左

第5条~第10条 同左

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第11条 同左

- 2 同左
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機 関は、記録項目の一部若しくは前条第 1項第5号若しくは<u>第6号</u>に掲げる事 項を個人情報ファイル簿に記載し、又 は個人情報ファイルを個人情報ファイ

改正案

ル簿に掲載することにより、利用目的 に係る事務の性質上、当該事務の適正 な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが あると認めるときは、その記録項目の 一部若しくは事項を記載せず、又はそ の個人情報ファイルを個人情報ファイ ル簿に掲載しないことができる。

第12条 略

第13条 略

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 略

開示請求者以外の個人に関す (2)る情報(事業を営む個人の当該事業 に関する情報を除く。) であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により開示請求者以 外の特定の個人を識別することがで きるもの(他の情報と照合すること により、開示請求者以外の特定の個 人を識別することができることとな るものを含む。) 若しくは個人識別 符号が含まれるもの又は開示請求者 以外の特定の個人を識別することは できないが、開示することにより、 なお開示請求者以外の個人の権利利 益を害するおそれがあるもの。ただ し、次に掲げる情報を除く。

ア略

イ 略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務 員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公 務員(独立行政法人通則法(平 3号)第2条第 4項に規定する行政執行法人 員及び職員を除く。)、独方公務 員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員 び地方独立行政法人の役員及び している。 現行

ル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第12条 同左

第13条 同左

(保有個人情報の開示義務)

第14条 同左

- (1) 同左
- (2) 同左

ア 同左イ 同左

ウ 当該個人が公務員等(国家公務 員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公 務員(独立行政法人通則法(平成 11年法律第103号)<u>第2条第</u> 2項に規定する特定独立行政法人 の役員及び職員を除く。)、独立 行政法人等の役員及び職員、地方 公務員法(昭和25年法律第26 1号)第2条に規定する地方公務 員並びに地方独立行政法人の役員

改正案

職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に 係る情報であるときは、当該情報 のうち、当該公務員等の職及び当 該職務遂行の内容に係る部分

 $(3) \sim (6)$ 略

第15条~第25条 略 (訂正請求権)

- - (1) 略
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの
- 2 略
- 3 略
- 第27条~第42条 略 (適用除外等)
- 第43条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。
 - (1) 統計法(平成19年法律第5 3号)第2条第6項に規定する基幹 統計調査及び同条第7項に規定する 一般統計調査に係る調査票情報に含 まれる個人情報
 - (2) 統計法第29条第1項の規定 により他の行政機関から提供を受け た行政記録情報に含まれる個人情報

(削る)

現行

及び職員をいう。) である場合に おいて、当該情報がその職務の遂 行に係る情報であるときは、当該 情報のうち、当該公務員等の職及 び当該職務遂行の内容に係る部分

(3)~(6) 同左

第15条~第25条 同左 (訂正請求権)

第26条 同左

- (1) 同左
- (2) 開示決定に係る保有個人情報 であって、<u>前条第1項</u>の他の法令等 の規定により開示を受けたもの
- 2 同左
- 3 同左
- 第 2 7 条~第 4 2 条 同左 (適用除外等)
- 第43条 同左
 - (1) <u>統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に</u>係る個人情報
 - (2) <u>統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調</u> 査に係る個人情報
 - (3) 統計報告調整法(昭和27年 法律第148号)の規定により総務 大臣の承認を受けた統計報告(専ら 統計を作成するために用いられる事 項に係る部分に限る。)に係る個人 情報
- 2 同左

2 略